

地域総合整備資金貸付審査会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、函館市地域総合整備資金貸付事務取扱要領第3条第2項の規定により、地域総合整備資金貸付審査会（以下「審査会」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、函館市地域総合整備資金貸付要綱に基づく地域総合整備資金の貸付けの申請があった事業について、その事業計画、資金計画等の総合的な審査を行うものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長は副市長をもって充て、委員長は企画部に関する事務を担当する副市長とする。
- 3 委員は、企画部長および財務部長をもって充てる。

(委員長および職務代理)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係部長その他の関係者を会議に出席させてその説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、企画部に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成2年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月24日から施行する。